最終更新日：2015年6月30日

株式会社電通
代表取締役社長執行役員　石井　直
問合せ先：経営企画局IR部
証券コード：4324
http://www.dentsu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループの企業理念である「Good Innovation.」のもと、私たちは、顧客が抱える課題を発見し、その解決策を提案し、着実に実行してまいります。そのような仕事の積み重ねが、世の中に明るさと活力をもたらすだけでなく、新たな社会的価値の創造や、持続可能な社会の実現につながっていくことを願っております。
当社は委員会設置会社ではなく、監査役制度を採用しておりますが、現行の企業統治形態は、スピーディな意思決定および効果的な内部牽制の両面で充分に機能しているものと判断しております。
当社定款において、取締役の任期は1年以内、員数は15名以内と定めており、2015年6月26日現在11名（うち社外取締役2名）で取締役会を構成しております。また、監査役の任期は法令および当社定款により4年、員数は当社定款により5名以内と定めており、2015年6月26日現在5名（うち社外監査役3名）で監査役会を構成しております。
当社においては、1999年6月から執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化を図ってまいりましたが、2009年4月から、同制度を維持しつつ取締役と執行役員の役割や責任をより明確にする「取締役兼執行役員」制を導入し、より実効性の高い経営および業務執行体制の構築に努めております。
また、当社においては、取締役会決議事項以外の経営上の重要事項を決議し、取締役会決議事項を事前審議するため、執行役員によって構成される経営会議を設置しています。2012年4月からは、業務執行体制を国内事業部門と海外事業部門に分け、それぞれに収益責任と権限を委譲しており、会議体として経営会議からの委任を受け審議または決定等を行う重要会議として、国内事業部門においては事業統括会議を、また、海外事業部門においては電通イージス・ネットワーク取締役会をそれぞれ設置し、運営しております。さらに、経営会議の委任を受け特定事項の事前審議または日常的な業務執行の決議を行う重要委員会としてCSR委員会を設置し、また、事業統括会議の委任を受け特定事項の事前審議または日常的な業務執行の決議を行う重要委員会として、投資委員会および組織人事委員会を設置しており、業務執行体制の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,780,700	8.94
一般社団法人共同通信社	18,988,800	6.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,691,900	6.48
株式会社時事通信社	17,228,680	5.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	12,088,090	4.19
電通グループ従業員持株会	6,612,579	2.29
株式会社みずほ銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	5,000,000	1.73
公益財団法人吉田秀雄記念事業財団	4,984,808	1.73
株式会社リクルートホールディングス	4,929,900	1.71
株式会社TBSテレビ	4,000,000	1.39

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期 更新	12 月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として株式会社電通国際情報サービス(東京証券取引所市場第一部上場)を有しております。
企業集団における適正な業務執行および企業集団の全体最適を確保するため、当該子会社に取締役および監査役を派遣しておりますが、原則として当該子会社の経営陣の判断を尊重することとし、当該子会社および当社以外の株主その他当該子会社におけるステークホルダーの利益が、不当に損なわれることのないよう努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西澤豊	他の会社の出身者					○						
福山正喜	他の会社の出身者					○			△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西澤豊		当社の主要な取引先である株式会社時事通信社代表であり、また、当社の取引先である一般社団法人中央調査社代表理事および一般社団法人内外情勢調査会会長であります。株式会社時事通信社、一般社団法人中央調査社および一般社団法人内外情勢調査会と当社との間の取引額は、いずれも当社の売上総額に比して僅少であります。	その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したため。
福山正喜		当社の主要な取引先である一般社団法人共同通信社社長であります。また、同氏は、過去において当社の取引先である株式会社共同通信社代表取締役副会長でありました。一般社団法人共同通信社および株式会社共同通信社と当社との間の取引額は、当社の売上総額に比して僅少であります。	その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、監査法人による専門的な立場からの会計監査を主体とした監査および監査室による内部監査から構成される三様監査を採用しています。監査役監査および会計監査が法定監査であり、内部監査は経営トップの意思に基づき、内部統制システムについて独立的評価を行うとともに社内不祥事を防止することを主眼にする任意監査ですが、監査室、監査役および会計監査人との相互連携については、監査役会において会計監査人および監査室から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、主として常勤監査役が定期的に、個別に情報交換を行っております。監査室においても、監査役ないし監査役会から要請があった場合には、適宜報告および情報交換を行うほか、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山敦子	その他												○	
長谷川俊明	弁護士													
古賀健太郎	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山敦子	○	認定NPO法人富士山世界遺産国民会議理事長であります。当社は、同法人に対して寄付を行っておりますが、その額は僅少であり、同氏の独立性を妨げるものではないと思われます。	閣僚経験者としての豊富な経験と見識を有しており、また、当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、または、当社経営陣に著しいコントロールを及ぼし得る立場になく、一般株主との利益相反は生じないと考えられるため。
長谷川俊明	○	弁護士	渉外弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、また、当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、または、当社経営陣に著しいコントロールを及ぼし得る立場になく、一般株主との利益相反は生じないと考えられるため。

古賀健太郎	○	国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授	会計学の専門家として豊富な経験と見識を有しており、また、当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、または、当社経営陣に著しいコントロールを及ぼし得る立場になく、一般株主との利益相反は生じないと考えられるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

遠山敦子氏は、認定NPO法人富士山世界遺産国民会議理事長であります。当社は、同法人に対して寄付を行っておりますが、その額は僅少であり、同氏の独立性を妨げるものではないと思われます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、中期経営計画達成に向けた動機づけを考慮した業績連動の仕組みを取り入れており、モデル業績における業績連動賞与の比率を報酬全体の4割、業績連動の指標を連結営業利益とし、賞与総額は予算達成の度合いにより変動させる方式としています。固定報酬である月例報酬と業績連動賞与の総額は、第164回定時株主総会で承認された報酬枠（年額12億円以内（うち社外取締役報酬年額1,800万円以内））の範囲内としております。ただし、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとします。社外取締役を含む各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年3月期における当社の取締役に対する報酬等の総額は、698百万円(社外取締役に対する報酬等の総額13百万円を除く) であります。また、代表取締役石井直に対する連結報酬等の総額は148百万円、取締役ティモシー・アンドレーに対する連結報酬等の総額は497百万円であります。なお、詳細につきましては、有価証券報告書に記載のとおりであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、中期経営計画達成に向けた動機づけを考慮した業績連動の仕組みを取り入れており、モデル業績における業績連動賞与の比率を報酬全体の4割、業績連動の指標を連結営業利益とし、賞与総額は予算達成の度合いにより変動させる方式としています。固定報酬である月例報酬と業績連動賞与の総額は、第164回定時株主総会で承認された報酬枠（年額12億円以内（うち社外取締役報酬年額1,800万円以内））の範囲内としております。ただし、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとします。社外取締役を含む各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催に際し、議題の内容等につき取締役会事務局より報告することとしております。また、社外監査役を含めた監査役を補佐する担当セクションとして、監査役会室を設置し、専従スタッフが、監査役をサポートするために、招集通知発送、議事録作成その他監査役の職務に関する一切の業務（ただし、取締役会に関する業務を除く。）を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は委員会設置会社ではなく、監査役制度を採用しておりますが、現行の企業統治形態は、スピーディな意思決定および効果的な内部牽制の両面で充分に機能しているものと判断しております。
当社定款において、取締役の任期は1年以内、員数は15名以内と定めており、2015年6月26日現在11名（うち社外取締役2名）で取締役会を構成しております。また、監査役の任期は法令および当社定款により4年、員数は当社定款により5名以内と定めており、2015年6月26日現在5名（う

ち社外監査役3名）で監査役会を構成しております。
当社においては、1999年６月から執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化を図ってまいりましたが、2009年４月から、同制度を維持しつつ取締役と執行役員の役割や責任をより明確にする「取締役兼執行役員」制を導入し、より実効性の高い経営および業務執行体制の構築に努めております。
また、当社においては、取締役会決議事項以外の経営上の重要事項を決議し、取締役会決議事項を事前審議するため、執行役員によって構成される経営会議を設置しています。2012年４月からは、業務執行体制を国内事業部門と海外事業部門に分け、それぞれに収益責任と権限を委譲しており、会議体として経営会議からの委任を受け審議または決定等を行う重要会議として、国内事業部門においては事業統括会議を、また、海外事業部門においては電通イージス・ネットワーク取締役会をそれぞれ設置し、運営しております。さらに、経営会議の委任を受け特定事項の事前審議または日常的な業務執行の決議を行う重要委員会としてCSR委員会を設置し、また、事業統括会議の委任を受け特定事項の事前審議または日常的な業務執行の決議を行う重要委員会として、投資委員会および組織人事委員会を設置しており、業務執行体制の強化を図っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループでは、経営環境変化に迅速に対応し得る経営管理体制とコンプライアンスを重視した経営システムの構築を図り、併せて業務執行体制の一層の整備・強化を行ってまいりました。
当社においては、1999年６月から執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化を図ってまいりましたが、2009年４月から、同制度を維持しつつ取締役と執行役員の役割や責任をより明確にする「取締役兼執行役員」制を導入し、より実効性の高い経営および業務執行体制の構築に努めております。また、当社は監査役会設置会社でありますが、現行の企業統治形態は、スピーディな意思決定および効果的な内部牽制の両面で充分に機能しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な範囲で法定期限より早い時期に発送しております。また第166回定時株主総会（2015年６月26日開催）より、株主との建設的な対話の充実と、海外機関投資家比率の増加傾向への対応を目的に、招集通知発送前の電子公表を、自社ウェブサイト上で行うことといたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性を考慮し、平成17年定時株主総会よりインターネットを通じての議決権行使を導入しております。また、平成20年定時株主総会より、携帯電話からインターネットを利用しての議決権行使および株式会社ICJの議決権行使プラットフォームも利用可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第166回定時株主総会（2015年６月26日開催）より、株主との建設的な対話の充実と、海外機関投資家比率の増加傾向への対応を目的に、招集通知の英訳版（正本の一部は省略）を作成し、自社ウェブサイト上で開示することといたしました。
その他	株主総会において、事業報告等をビジュアル化し、分かりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時、第2四半期決算時の年2回実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、いわゆるロードショーを実施し、海外投資家を個別に訪問しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料や決算短信その他の開示資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画局IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、法令順守、労働安全衛生、人権擁護、社会貢献、環境保全活動のみならず、すべてのステークホルダーを視野に入れ、社会的課題に自主的に取り組むことが、社会的責任の遂行であると位置づけます。社会的責任を果たすために、経営者および社員が自主的に実践していく行動として、「電通グループ行動憲章」（当社ホームページに掲載）を定め、当社グループ各社はこれを順守することを宣言しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにて活動状況等を紹介しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主の利益を優先するため、必要な情報を適時・適正に開示します。（「電通グループ行動憲章」より）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第４項第６号に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制について、当社は、2006年３月30日開催の取締役会にて決議いたしました。その後、適宜取締役会において改定を行っております。
内部統制システムは、取締役、執行役員および従業員が自らを律し、当社が社会的責任を全うし、成長していくための体制です。
当社および当社の子会社の取締役、執行役員および従業員の業務の執行が法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために順守すべき共通行動規範として「電通グループ行動憲章」を位置づけ、CSR委員会が内部統制システムの維持・向上を図ります。

ア 取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス体制
ａ 取締役および執行役員は、取締役会規則、経営会議運営規則、役員規則および執行役員規則等の諸規則に則り、適切に業務を執行します。
ｂ 取締役および執行役員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会や経営会議において報告するとともに、速やかに監査役に報告します。
ｃ 従業員のコンプライアンス体制の維持・向上を図るために、CSR委員会のもと担当部署が規則・マニュアル類の整備、研修教育の実施を行うこととし、社長直轄の監査室が内部監査を行います。
ｄ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談窓口を設けるとともに、社内外に内部通報窓口を設置し適切に運用します。
ｅ 監査役からコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役および執行役員が遅滞なく対応し改善を図ります。
ｆ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応します。

イ 取締役および執行役員の業務執行の効率化を図る体制
ａ 取締役および執行役員の業務執行を効率的に行うために、取締役会のほか、経営会議や事業統括会議、各種重要委員会および専門委員会を開催し、経営方針および経営戦略に関わる重要事項等についての意思決定を適切かつ機動的に行います。
ｂ 上記会議体等での決定事項は、職制を通じた伝達のほか、緊急を要する場合には、社内電子掲示板システム等も活用して全従業員に迅速に伝達し、速やかな業務執行を図ります。

ウ 取締役および執行役員の業務執行にかかる情報の保存・管理体制
取締役および執行役員の業務執行にかかる情報については、文書管理規則および情報管理諸規則に基づき、適切に保存・管理します。

エ リスク管理体制
ａ リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスク管理規則を定め、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し実行します。
ｂ CSR委員会のもと、内部統制担当部署が中心となり、リスク管理状況について自己点検を行い、リスク管理体制の維持・向上を図ります。

オ 監査役の職務を補助する組織とその独立性等について
監査役の職務を補助すべき従業員の組織体制として監査役会室を設置し、監査役会直轄組織として取締役および執行役員からの独立性および監査役からの指示の実効性を確保します。

カ 監査役への報告体制と監査の実効性の向上について
ａ 当社および子会社の取締役、執行役員および従業員（以下「役職員」）が当社の監査役に報告すべき事項についての規定を定めるとともに、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項に関する役職員の報告が、当社の監査役に対してより確実かつ迅速に行われまたは伝達されることを確保します。
ｂ 前号に記載のない事項に関しても、当社の監査役から報告を求められた場合は、当社および子会社の役職員は遅滞なく当社の監査役に報告します。
ｃ 前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。
ｄ 法令が定めるところに従って、監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理の方針を定め、これを関係者に周知徹底します。
ｅ 監査の実効性を向上させるために、監査役から要請がある場合には、監査室ならびに外部監査人との連係を確保します。

キ 子会社を含めた企業集団の内部統制システム
当社は、以下の事項をはじめとして、子会社が当社グループの一員として整備・運用すべき事項を定め、当社グループにおける内部統制システムの構築・運営・改善を推進します。
ａ 子会社を含めた当社グループの行動規範として「電通グループ行動憲章」を策定し、子会社各社が本憲章の採択を決議します。
ｂ 子会社から定期的に子会社の業務、業績その他の重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼし得る一定の事項につき、子会社が当社の事前承認を求めまたは当社への報告を行うことを確保します。
ｃ 海外グループ各社を統括する電通イージス・ネットワーク社を通じて、海外事業における意思決定や業務執行を効率的に行います。
ｄ 子会社が電通グループ行動憲章を踏まえて然るべき規則を制定し、または取締役会等の決議を行うことにより、当社グループとしてのコンプライアンスの確保およびリスク管理を行います。

ク 財務報告の適正性を確保するための体制
ａ CSR委員会のもと、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を維持し、継続的な改善を図ります。
ｂ 業務執行部署および子会社は、整備・構築を行った内部統制が適切に運用されているか、日常業務を通じて自己点検を行います。
ｃ 監査室は、業務から独立した立場で内部統制のモニタリングを実施し、財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために、担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応します。また、平成23年10月より全都道府県で「暴力団排除条例」が施行されたことを受け、社内の諸規則を改正し、当社の暴力団排除体制を確立するとともに、取引先が暴力団関係者でないことの確認業務を推進するものとしました。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

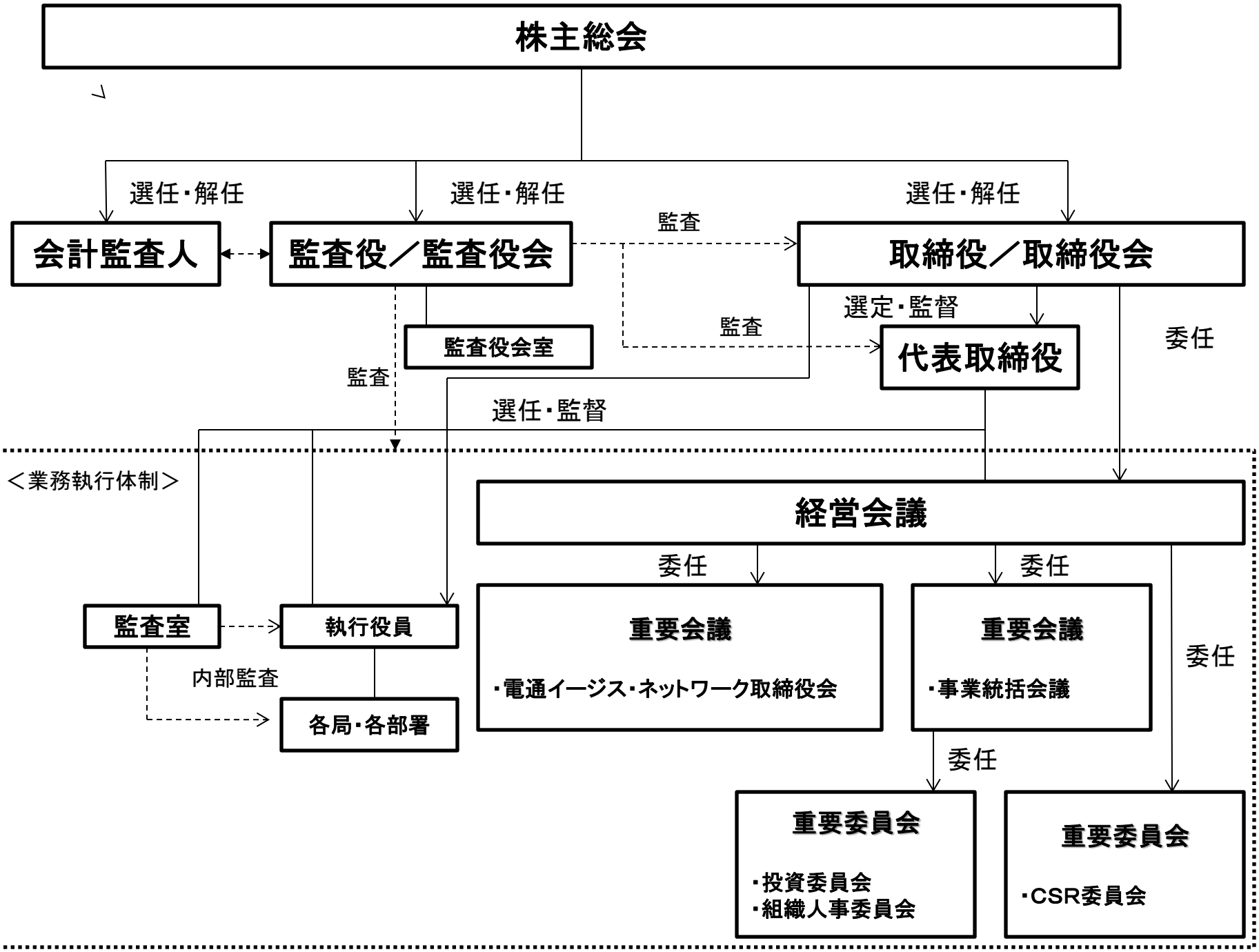
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

（1）会社情報の管理体制について
当社では、役員および関係局長からなるCSR委員会を設置し、当社の情報管理を総括しています。CSR委員会では、情報管理に関する当社グループの基本的な規範である「電通グループ情報セキュリティ基本方針」を制定しております。この基本方針に基づき、当社においては、「情報管理規則」とその細則である「情報の取扱・管理に関する細則」、「標準ICT環境管理細則」、「個人情報保護管理細則」を制定、役職員に周知するとともに、遵守すべき規則として明確化しています。また、新入社員向けの研修や従業員に対する説明会、啓蒙普及用のビデオやパンフレットの配布等きめ細かい周知活動を行っています。特に情報管理における管理職の重要性に鑑み、新任管理職研修に講座を設け、管理職の役割と責任についての教育を行っています。
その上で、いわゆるインサイダー情報等の「重要事実等」の管理については、「情報の適時開示および内部者取引に関する規則」および「情報管理委員会運営規則」に基づき、情報管理委員会がその役割を担うこととしています。情報管理委員会は、開示担当取締役（情報取扱責任者）が委員長を務め、法務マネジメント局を事務局としています。情報管理委員会は、下記の重要事実等の通知義務等により、社内の情報を把握し、必要に応じ各情報の管理レベルおよび管理すべき時期を決定します。情報管理委員会が重要事実に該当する可能性があると判断した情報については、情報管理委員会事務局が情報を受領した役職員を把握するとともに、必要に応じて当該役職員から、「情報受領ならびに株式売買禁止に関する確認書」の提出を求めることにより、当該情報の開示までの間、情報管理の徹底、インサイダー取引の未然防止に努めています。
（2）適時開示体制
a. 重要事実等の把握
上記の規則においては、下記のとおり重要事実等の通知義務を明記しています。
（イ）決定事実
各部署の長（局長）は、当社の重要事実等となる可能性の高い業務を取扱う場合には、速やかにその内容を開示担当取締役、コーポレート・コミュニケーション局長または情報管理委員会事務局に通知しなければならない。
（ロ）発生事実
上記（イ）以外の重要事実等が発生したときは、所管部署の長がこれを確認し、発生した重要事実等の内容を開示担当取締役、コーポレート・コミュニケーション局長または情報管理委員会事務局に通知しなければならない。
また、コーポレート・コミュニケーション局においても、社内の重要委員会や取締役会の付議事項等を確認するとともに、経営企画局、法務マネジメント局(情報管理委員会事務局)および経理局との連絡会議を週1回開催するなど、関連部署との情報交換を通じ、重要事実等の把握に努めています。
b. 重要事実等の開示
開示担当部署はコーポレート・コミュニケーション局、報道機関への発表の担当部署はコーポレート・コミュニケーション局広報部です。
発表は開示情報の所管部署とコーポレート・コミュニケーション局が協議のうえ、内容および時期を決定しています。「重要事実等」に関しては開示担当取締役が最終的に決定します。
発表は、広報部より報道機関に対して、TD-NET等所定のルールに基づき実施しています。また、当社のインターネット・ホームページにおいて、報道発表後速やかに配布資料を掲載しています。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
監査役／監査役会
監査
取締役／取締役会
監査役会室
監査
選定・監督
代表取締役
委任
監査
選任・監督
＜業務執行体制＞
経営会議
委任
委任
監査室
執行役員
重要会議
・電通イージス・ネットワーク取締役会
重要会議
・事業統括会議
委任
内部監査
各局・各部署
委任
重要委員会
・投資委員会
・組織人事委員会
重要委員会
・CSR委員会

会社情報の把握･開示体制

